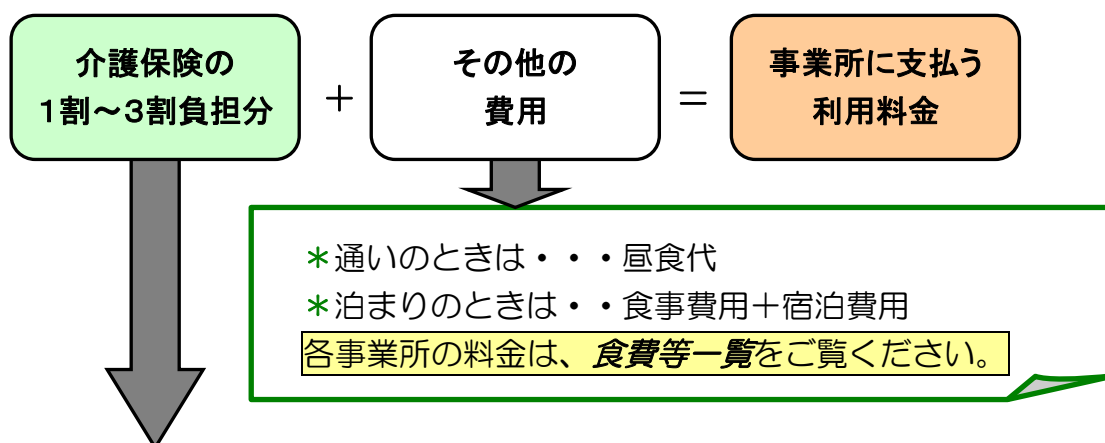


小規模多機能型居宅介護の利用料金について

サービスを利用するためには、次のような利用料金がかかります。

この他、おむつ代など、それぞれ自己負担をお願いするものもあります。



★要介護状態区分によって、1ヶ月の料金が決められています。

- ※ 9割～7割部分については、介護保険から支払います。
- ※ サービスの利用を開始した月など、日割り計算される場合もあります。

要介護状態区分	1割負担分（円／月）	
	事業所と同一建物に居住しない利用者	事業所と同一建物に居住する利用者
要介護5	26,964	24,295
要介護4	24,454	22,033
要介護3	22,157	19,963
要介護2	15,232	13,724
要介護1	10,364	9,338
要支援2	6,908	6,224
要支援1	3,418	3,080

① 初期加算について

利用を開始した日から30日間は初期加算が追加されます。

1割負担分: 初期加算: 30円／日

② 認知症加算について

* 認知症加算(Ⅰ)

⇒日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)の場合に加算されます。

1割負担分:800円/月

* 認知症加算(Ⅱ)

⇒要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅱ)の場合に加算されます。

1割負担分:500円/月

③ 各種加算について(その1)

事業所ごとに、次のような加算が追加される場合があります。

各事業所の加算の状況は、**食費等一覧**をご覧ください。

* 看護職員配置加算(Ⅰ)

⇒常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

1割負担分:900円/月

* 看護職員配置加算(Ⅱ)

⇒常勤の准看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

1割負担分:700円/月

* 看護職員配置加算(Ⅲ)

⇒看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合に加算されます。

1割負担分:480円/月

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

⇒介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:640円/月

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

⇒介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:500円/月

* サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

⇒介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が60/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:350円/月

* サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

⇒介護職員の総数のうち勤続3年以上の者の占める割合が30/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:350円/月

③ 各種加算について(その2)

* 訪問体制強化加算

⇒訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、事業所における1月当たりの延べ訪問回数が200回以上である事業所の場合に加算されます。

1割負担分:1,000円/月

※ この加算は区分支給限度額からは控除されます。

* 看取り連携体制加算

⇒次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算されます。

条件:看護師により24時間連絡できる体制を確保している事業者であり、医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容について説明し同意を得ていること。

1割負担分: 64円/日(死亡日から死亡日前30日以下)

* 総合マネジメント体制強化加算

⇒小規模多機能型居宅介護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しが行われているとともに、地域における活動への参加の機会が確保されている事業所の場合に加算されます。

1割負担分:1,000円/月

※この加算は区分支給限度額からは控除されます。